



佐賀県公報

平成17年
4月15日
(金曜日)
第 12593号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
(二一七・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定
(二一八・ ") 二
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止
(二一九・ ") 二
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止
(二二〇・ ") 二
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止
(二二一・ ") 二
- 漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調査の縦覧
(二二二・生産者支援課) 三
- 公有水面埋立てに関する工事の竣工認可
(二二三・農山漁村課) 三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
(県民協働課) 五
- 開発行為に関する工事の完了
(まちづくり推進課) 五
- 農業振興地域の区域の変更
(農山漁村課) 五
- 土地改良区の定款変更認可
(農地整備課) 六
- 県営金立北部地区土地改良事業計画変更決定
() 六
- 県営半田地区土地改良事業計画変更決定
() 六
- 土地改良事業の工事の完了
() 六

○ 告 示

●佐賀県告示第二百十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年四月十五日

四	三	二	一
(二)(一)	(二)(一)	(二)(一)	(二)(一)
名 称 小城市社会福祉協議会	名 称 小城市社会福祉協議会	名 称 小城市社会福祉協議会	名 称 佐賀県知事 古川 康
所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十二番地六	所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十二番地六	所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十二番地六	所在地 小城市三日月町長神田二千三百十二番地六
サービスの種類 指定訪問介護	サービスの種類 指定通所介護	サービスの種類 指定通所介護	サービスの種類 指定訪問介護
指定年月日 平成十七年三月一日	指定年月日 平成十七年三月一日	指定年月日 平成十七年三月一日	指定年月日 平成十七年三月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地	所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地	所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地	所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地
サービスの種類 指定訪問介護	サービスの種類 指定訪問介護	サービスの種類 指定訪問介護	サービスの種類 指定訪問介護
指定年月日 平成十七年三月一日	指定年月日 平成十七年三月一日	指定年月日 平成十七年三月一日	指定年月日 平成十七年三月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地	所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地	所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地	所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地

名 称 社会福祉法人みやき町社会福祉協議会
 所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 デイサービスセンターさわやか

所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地

サービスの種類 指定通所介護

◎佐賀県告示第二百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年四月十五日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
訪問入浴介護	株式会社コムスン佐賀ケアセンター	佐賀市鬼丸町一番二七号	平成一七・三・三一

◎佐賀県告示第二百二十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十七年四月十五日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
福祉用具貸与	株式会社ルシオ	武雄市橋町大字永島一六八〇七番地三	平成一七・三・三一

◎佐賀県告示第二百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十七年四月十五日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山元外科病院 居宅介護支援事業所 三番地五	伊万里市二里町八谷堀一 三番地五	平成一七・三・三一

●佐賀県告示第二百二十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月十五日

佐賀県知事 古川康

一 届出事項

加入区名	発 起 人	
	住 所	氏 名
鎮西町加入区	唐津市鎮西町名護屋八〇五番地 唐津市鎮西町串一九二番地	坂井勝博 喜田清元
鎮西町加入区	鎮西町漁業協同組合	漁船損害等補償法第百十 三条第一項の申出をする 漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区名	縦 覧 期 間
鎮西町加入区	告示の日から起算して十五日間

●佐賀県告示第二百二十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに關する工事の竣工を認可した。

平成十七年四月十五日

佐賀県知事 古川康

- 一 竣功認可年月日 平成十七年四月六日
 二 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
 (一) 住所 伊万里市立花町千三百五十五番地一
 (二) 名称 伊万里市
 (三) 代表者の氏名 伊万里市長 塚部芳和
 三 埋立区域及び面積
 (一) 位置
 ○九番三二、三八〇九番三一、三八二六番八、三八二六番一一、三八二六番五、三八二九番、三八二九番一、三八三〇番、三八三三番、三八三七番四、三八三七番三、三八三七番八、三八三七番五、三八三七番六、三八五三番三、三八五三番一、三八五三番五、三八五二番二、三八五二番一、三八五九番一、三八五九番二、三八五九番五、三八五九番八、三八六三番一、三八六三番四、三九一五番一、三九一六番、三九一七番、三九一八番及び三九一八番二の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次直線で結んだ線及び④の地点と①の地点とを結ぶ線により囲まれた区域、⑤の地点から⑬の地点までを順次直線で結んだ線及び⑬の地点と⑭の地点を結ぶ線により囲まれた区域並びに⑭の地点から⑯の地点までを順次直線で結んだ線及び⑯の地点と⑭の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

①の地点 伊万里市波多津町大字辻に設置された漁港原点（北緯三三度二二分三三秒、東經二二九度五二分〇三秒の地点をいう。以下同じ。）

から一三三度〇一分三九秒四〇〇・一〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から三一七度二四分二三秒七・五三メートルの地点

③の地点 ②の地点から四五度一九分一五秒七・三三メートルの地点

④の地点 ③の地点から九八度一〇分五五秒三・九〇メートルの地点

<p>3 昭和48年3月31日付けで公告の三根町に係る農業振興地域の区域</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年4月5日川登土地改良区の定款の変更を認可した。</p> <p>平成17年4月15日</p> <hr/> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <hr/> <p>県営土地改良事業（ほ場整備）金立北部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立て書は、平成17年6月3日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。</p> <p>平成17年4月15日</p> <hr/> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類</p> <p>県営土地改良事業（土地改良総合整備 用排水施設整備）半田地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間</p> <p>平成17年4月18日から平成17年5月19日まで</p> <p>3 縦覧の場所</p> <p>唐津市役所</p> <hr/> <p>県営土地改良事業（土地改良総合整備 農道整備）半田地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立て書は、平成17年6月3日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。</p> <p>平成17年4月15日</p> <hr/> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類</p> <p>県営土地改良事業（土地改良総合整備 農道整備）半田地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p>	<p>ます。</p> <p>なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立て書は、平成17年6月3日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。</p> <p>平成17年4月15日</p> <hr/> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類</p> <p>県営土地改良事業（土地改良総合整備 農道整備）半田地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p>
---	--

2　縦覧の期間

平成17年4月18日から平成17年5月19日まで

3　縦覧の場所

唐津市役所

唐津市長 坂井 俊之から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2

第1項の規定により、鎮西町営土地改良事業（基盤整備促進 農道整備）加倉
地区の工事が平成16年12月8日完了した旨届出があった。

平成17年4月15日

佐賀県知事 古川 康

申購
込読
先料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年四月十五日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷